

令和5年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名 社会福祉法人 さくら(法人番号6140005013572)

監査実施日 令和5年12月21日

文書による指摘事項の有無 有

文書による指摘内容	改善状況
1 理事のうちには、施設の管理者が含まれている必要があるが、選任されていない。この内容は平成29年度より指摘しているが改善が図られていない。速やかに法人が設置している施設の管理者を理事として選任すること。また、この点については、令和5年5月30日付の監事監査報告書でも指摘されており、監事による監査の重要性を自覚して業務を行うこと。なお、適切かつ十分な改善が見込まれない場合は、所要の改善措置が実施されるよう、社会福祉法第56条第4項に基づいて改善勧告を行う場合があることを申し添える。	改善予定
2 裁判執行費用を夢前リハビリセンター拠点区分から支出している。夢前リハビリセンター拠点区分に関わる支出ではないため、夢前リハビリセンター拠点区分に戻入すること。なお、過去の決算においても夢前リハビリセンター拠点区分から夢前リハビリセンター拠点区分に関わらない支出がないか精査し、ある場合は戻入すること。	未改善
3 令和4年度決算において、夢前リハビリセンター拠点区分から本部会計拠点区分に繰入金支出(130,582,835円)を行っているが、自立支援給付費を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定障害者支援施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内に限り認められているものである。当該夢前リハビリセンター拠点区分の当期資金収支差額合計に資金不足(△118,478,769円)が生じていることから、本部会計区分への繰入金支出のうち118,478,769円は繰入れが認められないため、夢前リハビリセンター拠点区分へ戻入すること。また、過去の繰入れについても当期資金収支差額合計に資金不足が生じる範囲については戻入すること。	未改善
4 令和4年度の最終補正予算について、理事会と評議員会で補正後予算額が異なっていた。また、承認を受けた補正予算額と決算の予算額も異なっていた。理事会・評議員会において経緯を報告し、改めて承認を受けること。	改善予定
5 旅費規程において、自家用車による出張の場合は、使用頻度に応じ10当たり10km走として時価による交通費を支給するとあるが、理事長が自家用車で出張した際には、この計算を行っておらず、給油分のガソリン代の支払いを受けていた。旅費規程を超える支出は理事に対する特別の利益供与にあたるため、適切に計算し、旅費規程に定める基準を超える支出がある場合は法人に戻入すること。	未改善

令和7年3月17日現在

前年度に実施した指導監査での文書による指摘内容のうち、改善予定又は未改善のもの	改善状況
1 理事のうちには、施設の管理者が含まれている必要があるが、選任されていない。法人が設置している施設の管理者を理事として選任すること。	改善予定

2

令和3年度において、夢前リハビリセンター拠点区分から本部会計拠点区分に繰入金支出（36,147,006円）を行っているが、自立支援給付費を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定障害者支援施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内に限り認められているものである。当該夢前リハビリセンター区分の当期資金収支差額合計に資金不足（△6,689,739円）が生じていることから、本部会計区分への繰入金支出のうち6,689,739円は繰入れが認められないため、夢前リハビリセンター拠点区分へ戻入すること。

未改善

令和7年3月18日現在